



「生活支援員」として地域で活動してみませんか？

— 日常生活自立支援事業 —



生活支援員募集!!

地域でお困りの方が安心して生活するために、お手伝いしていただける「生活支援員」を募集しています

生活支援員の主な活動内容

- ・金融機関にて生活費や福祉サービス利用料等の払い戻しを行います。
- ・利用者の自宅や施設を訪問し、生活費を渡し、利用者の様子を確認します。
- ・施設や病院を訪問し、利用料を支払います。



活動の流れ(例)

- 10:00 社協にて支援内容の確認
- 10:15 銀行にて預金払い戻し代行
- 10:45 利用者へ生活費のお渡し
- 11:10 社協に報告・記録作成
- 11:20 支援終了 ※利用者によっては活動時間が午後になる場合があります



募集要件

- ・吉岡町内在住で69歳未満の方
- ・普通自動車運転免許をお持ちの方
- ・生活支援員として月1~2回程度、
1回につき1時間~1時間30分程度活動可能な方
- ・守秘義務を守り、利用者の生活援助に
責任をもって取り組んでくださる方



報酬

活動をされると1時間1,000円が生活支援員に支払われます。

日常生活自立支援事業とは

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する事業です。

生活支援員は本事業の専門員(職員)が作成した支援計画に基づいて生活費のお届け等具体的な援助を行います。

応募方法

お問い合わせの上、履歴書をご持参ください。その後面接を行います。



問合せ先  吉岡町社会福祉協議会

TEL:0279-54-3930

住所:吉岡町南下1333-4

受付時間 8:30~17:15(月曜~金曜)祝日除く